

平成19年 事業計画

自 平成19年 1月 1日

至 平成19年12月31日

流動化・証券化協議会

目 次

<平成19年事業計画>

I. 平成19年事業計画の基本方針	2
II. 委員会活動全般について	2
(1) 全般	2
(2) 法制委員会関係	2
①法制委員会	
②信託関連法制委員会	
③金融商品取引法小委員会	
④電子登録債券法制小委員会	
⑤その他	
(3) 会計税務委員会関係	4
①会計税務委員会	
②会計小委員会	
③税務小委員会	
(4) 市場委員会関係	4
①市場委員会	
②市場慣行・インフラ小委員会	
③フロンティア小委員会	
III. その他の活動について	6
(1) 組織の安定運営のための法人格取得	
(2) セミナー・実務研修会等の開催	
(3) 会員間の情報共有の円滑化	
(4) その他	

平成19年事業計画

I. 平成19年事業計画の基本方針

平成19年の事業においては、前年度に実施した諸活動を踏まえつつ、各委員会活動、セミナー開催等を通じた関係法律の理解促進及び市場関係者の相互理解の促進を図る。また、調査事業の実施、事務局機能の強化等を通じ、会員に対する情報提供の充実を図る。

なお、各委員会活動で取り上げる事項やセミナーの開催等については、法律の改正動向や市場環境の変化に配慮し、状況等に応じて柔軟に対応する。

また、組織の安定運営のため、法人格の取得（中間法人化）を行う。

II. 委員会活動について

(1) 全般

- ① 既に設置した法制委員会、会計税務委員会、市場委員会を中心に諸制度の改正動向の把握及び意見提出、市場関係者の相互理解向上を目指す。
- ② 本年も引き続き議論が必要なテーマは、継続して同じ委員会で議論を行うこととし、新たなテーマについては、既存の委員会又は新たな委員会を設置して議論することとする。
- ③ 各委員会等のメンバー構成は、会員内から取り扱う事項に知見を有する者を選定し、委員の改選は各委員会で検討する。また、議論の内容を踏まえ、知見を有する者を会員外から招聘することを認める。
- ④ 委員会活動は原則として協議会内において公表することとし、会議の傍聴を認めるとともに、ホームページ等を通じた情報の共有を行う。但し、議論の内容等に応じて、やむをえない場合は委員会毎に柔軟な運営を認める。
- ⑤ 委員会活動の成果（検討結果）については、各委員会の責任において取りまとめを行い、内容に応じて外部へ公表する。
- ⑥ テーマによっては法制、会計税務、市場の分野別ではなく横断的に検討が必要になることも予想されるため、合同で委員会を開催する等、柔軟に対応する。
- ⑦ この他、委員会活動の成果を用いたセミナーの開催、研修、出版等を通じた会員への知見の還元に取り組む。

(2) 法制委員会関係

①法制委員会

- ・ 金融法制全般の動きを踏まえ、証券化・流動化の観点からどのような影響を及ぼすかについて議論を行う。また、今後、具体的検討を要する法律の改正動向等について意見交換を行う。
- ・ 必要に応じて、各小委員会活動への助言等を行う。

②信託関連法制小委員会

- ・ 平成18年は信託法改正小委員会及び信託業法小委員会において検討を行ったが、平成19年は改正信託法案の成立後の対応として流動化・証券化の実務において信託業法を中心に、包括的な議論を行う必要があることから、信託法改正小委員会を廃止し、「信託業法小委員会」を「信託関連法制小委員会」として発展的に組替えを行う。

なお、信託法に関するテーマも必要に応じて取り上げ議論を行う。

- ・ 平成18年12月に改正信託法が成立し、平成19年度中の施行に向けて、今後、政省令の改正が行われるため、信託法、信託業法等の政省令整備に関する情報共有を行うとともに、その内容が流動化・証券化の特質・実務慣行を考慮したものとなるかについて検討を行い、パブリックコメントでの意見提出等を行う。
- ・ 平成18年4月に金融庁に対して「信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正（案）」に関する意見を提出したが、引き続き法律の改正にともなって監督指針及びガイドラインの改正が見込まれることから、これに対しても意見提出、実務への影響について議論を行う。

③金融商品取引法小委員会

- ・ 平成18年8月に金融商品取引法成立を受けて「金融商品取引法の流動化・証券化取引への影響」と題した報告書を取りまとめた。
- ・ 平成19年中の金融商品取引法施行に向け、今後、各種規制の詳細等が定められる政省令が整備されるが、その内容が流動化・証券化の特質・実務慣行を考慮したものとなるか、引き続き検討及び情報共有を行い、パブリックコメントでの意見提出等を行う。
- ・ また、監督指針等のガイドラインの整備が行われる見込みだが、政省令と同様にパブリックコメントでの意見提出、実務への影響について議論を行う。

④電子登録債権法制小委員会

- ・ 電子登録債権法案（仮称）は、平成18年の法制審議会及び金融審議会の議論を経て、国会に提出される予定。
- ・ 平成18年8月に法制審議会の「電子登録債権法制に関する中間試案」に対して意見提出をしたが、引き続き法律案の内容を踏まえ、流動化・証券化にどのような影響を及ぼすか、活用事例があるかについて議論を行う。
- ・ 法律が成立し、政省令及び各種ガイドラインの整備が行われる場合には、パブリックコメントでの意見提出、実務への影響について議論等を行う。

⑤その他

下記の法律に関して、流動化・証券化の観点から問題点等について議論を行う必要があると思われるため、この後の動向を注視し、必要に応じて小委員会の設置等を検討する。

- ・ 貸金業法の改正
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

なお、これらの金融法制全般の改正動向については、他の委員会においても共通した検討課題となるため、必要に応じて各委員会間の情報共有及び意見調整等を適宜実施していく。

(3) 会計税務委員会関係

①会計税務委員会

- ・ 会計及び税務に関する横断的な課題について、制度の改正動向に関する情報共有を行うとともに、現状制度における問題点の検討等を行う。
- ・ 平成18年に引き続き、信託法の改正にともなう会計、税務に対する影響を議論し、問題点の共有等を行う。
- ・ この他、必要に応じて、各小委員会活動への助言等を行う。

②会計小委員会

- ・ 流動化・証券化に関する会計制度について、既存の論点整理、新しい会計基準が作成される場合の実務への影響の検討、及び企業会計基準委員会（ASBJ）への意見提出等を行う。
- ・ 現在検討が進められているSPCの情報開示及び連結の問題について、具体的な制度概要が明らかになった場合には、流動化・証券化への影響

を議論するとともに、パブリックコメントでの意見提出等を行う。

- ・ この他、リース会計の改正等、重要な制度変更が見込まれるため、必要に応じて制度変更内容の検討、パブリックコメントでの意見提出等を行う。

③税務小委員会

- ・ 流動化・証券化に関する税務について、既存の論点整理、税制改正に関する情報共有等を行う。
- ・ 税制改正に関しては、流動化・証券化に関する制度について検討を行い、必要があれば関係団体との意見交換等を行うことによって税制改正要望に関与していく。

(4) 市場委員会関係

①市場委員会

- ・ 法制度、税・会計制度以外の流動化・証券化市場における諸課題の検討を行う。
- ・ 論点が広範に及ぶため、個別の議論は小委員会において議論することとし、小委員会活動への助言を行うとともに、活動の報告を受ける。
- ・ この他、取り扱うべきテーマに応じて小委員会の改廃を検討するほか、横断的に議論すべきテーマ等があれば、自ら議論を行う。
- ・ 新たに、流動化・証券化に関するマクロ統計の整備に取り組む。

②市場慣行・インフラ小委員会

- ・ 市場的な課題を掘り下げて検討する。
- ・ 市場的な課題は多岐にわたり、かつ、様々な関係者の意見を踏まえる必要があることから、平成18年に3つのワーキンググループ(WG)を立ち上げたが、平成19年についてもこれら3WGによる検討を継続する。
- ・ WGは流動化・証券化市場の関係者による様々な論点に関する貴重な意見交換の場を提供していることに鑑み、定期的な会合を長期間にわたって継続する。
- ・ 個々のWGの存続期間及び成果の取りまとめについては、WG毎に取り扱うテーマの性格が異なるため、各WGで検討することとする。
- ・ 但し、新たに取り上げるべきテーマがある場合は、既存のWG活動に拘泥せず、小委員会の開催、もしくは追加的なWGの設置を検討する。

a) 証券化商品のリスクと格付けに関するWG

市場関係者の格付けに関する理解促進等を目的に、引き続き議論を行う。格付けについては、関係者によって意見が必ずしも一致しないという特性を有するため、成果物を取りまとめることにこだわらず、幅広い関係者の参加による意見交換を行い、理解の向上を目指す。

b) 情報開示に関するWG

対象となる資産によって情報開示に必要な項目が異なるため、議論の対象を明確化し、平成18年に引き続き、RMB Sを議論の対象とする。発行金額が大きく、償還期間が長いため、情報開示の充実が最も期待されているRMB Sの発行時の情報開示、発行後のパフォーマンス開示等を中心に議論することにより、オリジネーター、投資家、セカンダリーの仲介者たる証券会社等、関係者の相互理解及び問題点の共有を目指す。

c) 信託の市場的な課題に関するWG

流動化・証券化において幅広く活用されている信託制度に関し、関係者の役割分担の明確化、受益権のペーパーレス化等のテーマを引き続き検討する。

③フロンティア小委員会

- ・平成18年に引き続き、流動化・証券化市場のパイを拡大すべく、個別企業の工夫では解決困難な課題について、現状の把握、課題の洗い出し、解決策の検討を行う。
- ・検討の結果は報告書にとりまとめ、官公庁や関係団体に提示し、認識の共有を図る。
- ・今後の検討課題としては、例えば地方公共団体・PFI事業、その他に国有資産、知的財産、民間企業の在庫資産等についての流動化・証券化の可能性等をテーマ候補として検討する。

Ⅲ. その他の活動について

(1) 組織の安定運営のための法人格取得（中間法人化）

(2) セミナー・実務研修会等の開催

- ・ 会員からのニーズ等を踏まえ、適宜、開催を行う。
 - タイムリーなテーマを取り上げる他、各委員会等で取りまとめたものをテーマとすることも検討する。
 - 弁護士等を講師とした実務研修会等の実施。

(3) 会員間の情報共有の円滑化

- ・ 各委員会等の活動状況や行政及び各種法制の動向等について、各会員に対するタイムリーな情報発信と情報の共有化を図る。
 - HP（ホームページ）の充実
 - 会報の年4回発行

(4) その他

- 内外関係機関等（行政等を含む）との交流及び協力
- 広報活動等を通じた新規会員の開拓
- 情報・文献等の収集・整備
- 委託調査研究の受託

以 上